各施設保安規定 補正事項一覧(2020年9月3日補正分)

施設名	8/19 補正				9/3 補正	
	該当頁	条番号	条文	該当頁	条文	
再処理施設	別添 3	第30条の3	なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、保修、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適	別添 1	なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、 <mark>施設管理</mark> 、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適	
	(37/70)		合検討ワーキングの意見を聴取する。	(1/1)	合検討ワーキングの意見を聴取する。	
				別添 2		
				(38/70)		
	(追加補正)	別表49 の4	再処理工場に所属する施設の <mark>保修</mark> に関する業務を行う者	別添 1	再処理工場に所属する施設の <u>施設管理</u> に関する業務を行う者	
				(1/1)		
				別添 2 (64/70)		
	(追加補正)	別表49 の4	試験運転において発生する各種保修業務等を通じた保修管理及び保修実務の知識及び技能の習得	別添 1	試験運転において発生する各種施設管理業務等を通じた点検、工事等の管理及び点検、工事等の実務の知識及び技能	
	(追加補正)	別衣49 04	武衆建物にのいて光生する各種 <u>体形</u> 未扮寺で通じた <u>体形</u> 目達及び <u>体形</u> 夫扮の知識及び技能の首待	(1/1)	武線建築にあいて光土する各種 <u>爬設官理</u> 未務寺を進いた <u>点棟、工事等の</u> 官理及び <u>点棟、工事等の</u> 未務の知識及び技能 の習得	
				別添 2		
				(64/70)		
	(追加補正)	別表 51	(細目の列) 保修等に係る措置	別添 1	(細目の列) 点検等に係る措置	
	(() () () ()	2372.01	WHEN STATE OF THE	(1/1)	Manager Manage	
				別添 2		
				(65/70)		
	(追加補正)	別表 51	(内容の列) 保修、改造の実施に係る措置	別添 1	(内容の列) 点検、工事の実施に係る措置	
				(1/1)		
				別添 2		
				(65/70)		
廃棄物管理施設	(追加補正)	第13条	(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての保修が必要になった場合に、保修対象の貯蔵ピットに収納されているが	別添 1	(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての <u>点検、工事等</u> が必要になった場合に、 <u>点検、工事等の</u> 対象の貯蔵ピットに	
			ラス固化体を、 <mark>保修</mark> の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能なことを確認すること。	(1/2)	収納されているガラス固化体を、 <u>点検、工事等</u> の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能なことを確認すること。	
				別添 2		
				(43/73)		
	(追加補正)	第 57 条	(1) 再処理事業所において・・・非常の場合に <mark>採るべき</mark> 処置に関することの入所時教育のうち・・・	別添 1	(1) 再処理事業所において・・・非常の場合に <mark>講ずべき</mark> 処置に関することの入所時教育のうち・・・	
				(1/2)		
				別添 2 (60/73)		
	(追加補正)	別表 19	2. 第4条に定める廃棄物管理施設の・・・、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に <mark>採るべき</mark> 処置に関	別添 1	2. 第4条に定める廃棄物管理施設の・・・、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に講ずべき処置に関する	
	(追加補正)	別衣 19	2. 第4条にためる廃棄物自理施設の・・・、関係法力及び保女別たの遵守並びに非常の場合に 体のへと 処値に関する教育を実施する。	(2/2)	2. 第4条に正める疾患物自生施設が・・・、関係法市及が休女就足の遵守並びに非常の場合に <mark>講すべき</mark> 処値に関する 教育を実施する。	
			するわれてと、だい。 3. 第4条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、・・・。 ただし、 非常時要員については、関	別添 2	3. 第4条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、・・・。ただし、非常時要員については、関係法	
			係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に <mark>採るべき</mark> 処置に関する教育を実施する。	(68/73)	令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に <mark>講ずべき</mark> 処置に関する教育を実施する。	
加工施設(濃	別添 2	第 15 条	ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。	別添 1	ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。	
縮)	(5/15)		ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、第4項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。	(1/1)	ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、第5項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。	
	別添 3		_	別添 2	_	
	(42/141)			(42/141)		
	別添 2	別表 31	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	別添 1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	
	(5/15)		1回/年	(1/1)	1回/年	
	別添 3		加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステム <mark>関する</mark> 実務知識	別添 2	加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステムに関する実務知識	
	(116/141)			(116/141)		
	別添 3	添付 2	3. 評価·改善	別添 1	3. 評価・改善	
	(133/141)		事業部長は、運営管理課長に重大事故に至る恐れがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活	(1/1)	事業部長は、運営管理課長に重大事故に至る <mark>おそれ</mark> がある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を	
			動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必	別添 2	行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置	
			要な措置を講じる。	(133/141)	を講じる。	

施設名	8/19 補正				9/3 補正	
	該当頁	条番号	条文	該当頁	条文	
廃棄物埋設施設	別添 2	表 1	組織内部の情報伝達	別添 1	組織 <mark>の</mark> 内部の情報 <mark>の</mark> 伝達	
	(6/29)			(1/9)		
	別添 3			別添 2		
	(20/82)			(20/81)		
	別添 3	第8条	(9) 安全管理部長は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、検査課長及び放	別添 1	(9) 安全管理部長は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、検査課長及び放射線	
	(35/82)		射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質品質マネジメントシステムに係る	(4/9)	管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐す	
			業務を補佐する。	別添 2	ేం.	
				(35/81)		
	別添 2	第 17 条	第 17 条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表 2 又は別表 2 の 2 に定める廃棄物受入	別添 1	第 17 条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表 2 又は別表 2 の 2 に定める廃棄物受入基準	
	(12/29)		基準(「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(以下「埋設	(4/9)	(「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「埋設規則」とい	
	別添 3		規則」という。)第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。	別添 2	う。)第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。	
	(39/82)			(39/81)		
	別添 2	第 49 条	3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及	別添 1	3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び	
	(22/29)		び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のため	(5/9)	「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必	
	別添 3		に必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業	別添 2	要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所におい	
	(55/82)		所において運搬することができる。	(55/81)	て運搬することができる。	
	別添 3	別表 2	1号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第16条、第32条関係)	別添 2	1号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)	
	(67/82)			(66/81)		
	別添 3	別表 2 の 2	2号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第16条、第32条関係)	別添 2	2号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)	
	(69/82)			(68/81)		
	別添 3	別表 2 の 3	事業許可申請書に記載した最大放射能濃度(第 <u>16</u> 条、第 32 条関係)	別添 2	事業許可申請書に記載した最大放射能濃度(第 <u>17</u> 条、第 32 条関係)	
	(70/82)			(69/81)		
加工施設(MOX)	別添 2	表 1	組織の内部の情報伝達	別添 1	組織の内部の情報 <mark>の</mark> 伝達	
	(8/31)	(その1)		(1/3)		
	別添 3			別添 2		
	(P20)			(P20)		
	別添 2	別表 2	法及びその関連法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシ	別添 1	法及びその関係法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステ	
	(25/31)		ステムに関する基礎知識	(2/3)	ムに関する基礎知識	
	別添3			別添 2		
	(P44)			(P44)		
	別添 2	別表 3	挿入の都度(連続式にあ <mark>っ</mark> ては連続して)	別添 1	挿入の都度(連続式にあっては連続して)	
	(27/31)	(その4)		(2/3)		
	別添 3			別添 2		
	(P48)	미= 2	フーロ版集団は集田団体する集中に担合するロ版フォッルトトファイナ事項が口服フォッ・ハートファイルキ	(P48)	フーロ版集団は進出回集(夕集)項に担合ナスロ版フォッルト・カキルが口版フォッルト・フェル・ター・コーデー中	
	別添 2	別表 3	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメントシステムではつた。 また 歌(のない) といっている かいに はいている こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ	別添 1	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、部係などは対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	
	(28/31)	(その5)	計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く。)	(3/3)	施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く。)	
	別添3			別添 2		
	(P49)			(P49)		